

【重要】加盟団体(大分県ウエイトリフティング協会)における重大な事務的過失に関する報告と処分について

この度、当協会加盟の大分県ウエイトリフティング協会において、全日本選手権大会の「申込手続きの漏れ」という、重大な過失が発生いたしました。

本大会の出場資格を得ていた3名の選手、および関係者の皆様に多大なる苦痛とご迷惑をおかけしましたことを、同協会に代わり、また大分県スポーツの統括団体としても、深くお詫び申し上げます。

本件に関し、大分県ウエイトリフティング協会より事実経過の報告および処分内容の決定通知を受けましたので、以下の通り公表いたします。

1. 事案の概要

大分県ウエイトリフティング協会において、令和8年度全日本選手権大会(5月29日(金)～31日(日))への出場申込期限を事務局が失念し、期限内に手続きが行われませんでした。同協会から大会主催者へ救済措置を強く要望いたしましたが、規定により受理されず、出場権を持っていた3名の選手が出場不能となる事態を招きました。

2. 処分の内容

大分県ウエイトリフティング協会は、臨時理事会において、責任の所在を明確にするため以下の通り人事処分を決定いたしました。

- **申込担当者：更迭**(役職解任)
- **事務局長：事務局員へ降格**(管理監督責任を問い、役職解任)

3. 原因の分析

本件が発生した主因は、担当者の注意不足に加え、組織としての「進捗管理」や「ダブルチェック体制」が完全に欠如していたことにあります。また、競技団体の組織マネジメントの一環である「大会参加に係る申し込み業務」に対する業務フローの構築・運用に、重大な不備があったことが挙げられます。

4. 本協会からの指導および再発防止策

大分県スポーツ協会は本件を重く受け止め、同協会に対し、以下の再発防止策を徹底するよう厳重に指導いたしました。

1. **申し込みフローの明確化**： 申込業務の責任者および担当者の明確化と、マニュアル化を図ること。
2. **進捗報告の義務化**： 主要大会の申込完了後、速やかに事務局内でエビデンス（完了画面や受領メール等）を確認および共有する体制を構築すること。

「選手・関係者の皆様へ」

選手の皆様が日々血のにじむような努力を積み重ねてこられたにもかかわらず、組織の事務的なミスによってその機会を無に帰してしまったことは、スポーツの振興を担う組織としてあってはならないことであり、痛恨の極みです。失われた機会を取り戻すことは叶いませんが、当協会としても加盟団体へのガバナンス指導を徹底し、二度とこのような事態を起こさないよう、組織の健全化と信頼回復に全力を尽くしてまいります。

令和8年5月25日

公益財団法人 大分県スポーツ協会